

監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和7年4月25日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 兎本 尚之

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

- 1 監査執行年月日 令和7年3月24日（月） 午前10時00分から
- 2 監査対象部局及び監査対象

健康福祉部

社会福祉課・福祉総合相談室

- (1) 障害者地域生活支援事業について
- (2) 障害者日常生活用具助成について
- (3) 木津川市社会福祉協議会の補助対象経費について

くらしサポート課

- (1) 生活保護扶助に係る返還金債権の状況について
- (2) 生活保護支給事業の状況について

高齢介護課

- (1) シルバー人材センター事業補助について
- (2) 老人ホーム入所措置事業について
- (3) 敬老会代替事業の状況について

健康推進課

- (1) 第2次すこやか木津川21プランについて
- (2) 風しん対策追加措置事業について
- (3) 国保山城病院組合負担金について

こども未来課・こども家庭支援室

- (1) 保育業務支援システムの状況について
- (2) 子育て支援センター事業について
- (3) 病児・病後児保育事業の状況について

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

(別 紙)

【社会福祉課】

【福祉総合相談室】

監査結果報告に添える意見として、障害者地域生活支援事業について、事業者への委託内容及び委託金額を精査し、より充実した事業となるよう努められたい。

障害者日常生活用具助成制度について、定期的に見直しを行うとともに、時代に見合った制度となるよう、また、助成が必要な方に助成されるよう周知されたい。

木津川市社会福祉協議会への補助金の補助対象経費に、退職積立金が含まれていることについて、補助金等交付ガイドラインに基づき、整理されたい。

【くらしサポート課】

監査結果報告に添える意見として、返還金債権については、引き続き、督促や財産調査などを行い、より一層の徴収につながるよう努力をされたい。また、債権管理について、調定時期などを含めた事務手続が、法令に基づき、適切に事務が行われているか再度確認されたい。

生活保護支給事業に関して、医療扶助費が、年々増加している。引き続き、レセプト点検などを行い、適切な支給に努められたい。

【高齢介護課】

監査結果報告に添える意見として、シルバーパートナーセンター事業補助について、引き続き、適正な補助金額かどうか判断できるよう、補助対象となる経費を明確にされたい。

敬老会代替事業について、利用者がごく一部に限定されていることから、アプローチ方法を検討し、活性化を図るとともに、新たな代替事業も検討されたい。

【健康推進課】

監査結果報告に添える意見として、すこやか木津川21プランについて、進捗管理と他課との連携を積極的に行い、健康寿命の延伸に向け、生活習慣病と重症化の予防に努められたい。

【こども未来課】

【こども家庭支援室】

監査結果報告に添える意見として、病児・病後児保育事業について、利用者数が増加したことは評価するが、利用料金を精査するとともに、事業の活性化に取組まれたい。

施設型給付地域型保育給付事業における事務手続について、補助金等交付ガイドラインに基づき、適切に実施されるよう事業者を指導されたい。

以上。